

インターネット選挙運動 Q&A

Q インターネット選挙運動はいつでもできるのですか？

A 公示・告示日から投票日の前日まで可能です。ただし、ウェブサイト等は、投票日前日までの内容をそのまま表示しておくことは可能です。

Q インターネット選挙運動は誰でもできますか？

A 18歳未満の者や選挙犯罪により公民権を停止されている者は、現行法において、選挙運動そのものが禁止されています。そのため、インターネット選挙運動も同様に行うことができません。

Q インターネット選挙運動のメリットは何でしょうか？

A これまでよりも手軽に候補者に関する多くの情報を入手することができるようになり、候補者の主張や人となりの違いをネットからの情報によって比較することもできるようになります。

また、候補者においても選挙運動における資金力の差による有利不利をなくし、公平さを確保することが可能となります。

Q 選挙運動用電子メールの受信の同意は、選挙ごとに行わなくてはいけないのですか？

A 一度同意すれば次の選挙でも選挙運動用電子メールを受信することができます。また、受信拒否も同様に一度行えば次の選挙でも選挙運動用電子メールが送られることはなくなります。

Q 受信した選挙運動用の電子メールは、知り合いに転送しても大丈夫ですか？

A 電子メールを転送する行為は、一般には、新たな送信行為であると考えられます。したがって、選挙運動用の電子メールを送信できる候補者・政党等以外は、電子メールを転送できません。